



撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.15(1) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供用時】

写7-2-9.15(2) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.16(1) 眺望景観の変化（眺望点E：茜浜緑道突端部）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.16(2) 眺望景観の変化（眺望点E：茜浜緑道突端部）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.17(1) 眺望景観の変化（眺望点F：塩浜地区展望施設）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.17(2) 眺望景観の変化（眺望点F：塩浜地区展望施設）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.18(1) 眺望景観の変化（眺望点G：墓地公園付近護岸部）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.18(2) 眺望景観の変化（眺望点G：墓地公園付近護岸部）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.19(1) 眺望景観の変化（眺望点H：市道第09-001号線歩道上）

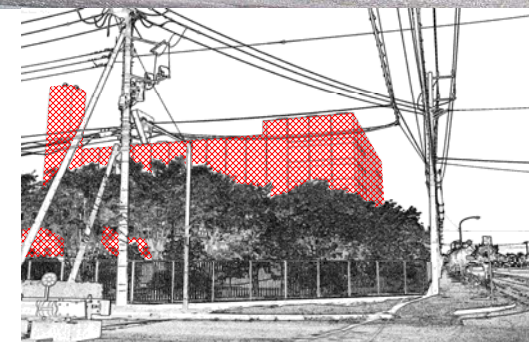


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.19(2) 眺望景観の変化（眺望点H：市道第09-001号線歩道上）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.20(1) 眺望景観の変化（眺望点Ⅰ：船橋海浜公園バス停付近）

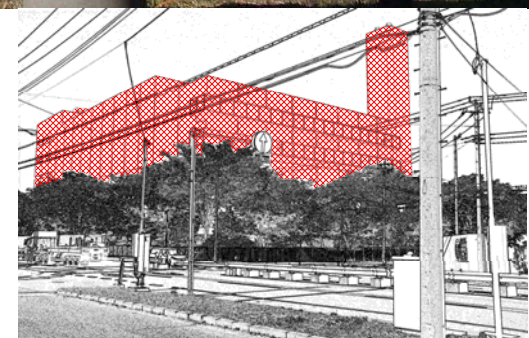


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写 7-2-9.20(2) 眺望景観の変化（眺望点Ⅰ：船橋海浜公園バス停付近）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。

(2) 地域の景観特性の変化

供用時における地域の景観は、現況と同様に、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった景観特性となる。供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所や船橋海浜公園バス停付近については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さい。

また、新工場の色彩については、船橋市景観計画等を踏まえ、彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いたものとするにより、周辺の工場地景観及びふなばし三番瀬海浜公園のレクリエーション施設の景観と調和が図られるものと予測する。

3. 環境保全措置

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・施設計画にあたって“水辺への眺望、水辺からの眺望など水辺を強く意識した色調・構造とする”、“富士見百景の景観に映える色調・構造とする”、“敷地の緑化に努め、水辺と緑が融和する構造とする”のデザイン方針を設定のうえ検討を行う。

【予測の結果を受けてその対策として講じる環境保全措置】

- ・新工場の色彩は、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性との調和を図るため、彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とする。
- ・ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所に対し、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから、圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着色し、敷地境界付近で緑化する。
- ・敷地境界付近に設置する柵について、周辺地域との調和の図られる色彩とする。

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・敷地境界付近に設置する柵についてのセットバックを検討する。
- ・圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないデザインを検討する。

4. 評価

事業の実施にあたっては、「3. 環境保全措置」に記載の措置を講じる。また、供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所や船橋海浜公園バス停付近

については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さく、地域の景観特性にも配慮されたものとなっており、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

7-2-10 人と自然との触れ合いの活動の場

施工時 及び 供用時 工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在等による
人と自然との触れ合いの活動の場

1. 調査

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、図7-2-10.1に示すとおり、南側に位置するふなばし三番瀬海浜公園があげられる。

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

三番瀬は、東京湾最奥部の約1,800haにわたる浅い海域（水深5m未満）のことで、古くからスズキ・カレイ・アサリ・バカガイ・ノリなどの漁場となっている。また、豊富なエサを求めて、ハマシギ・ミヤコドリ・コアジサシなどの野鳥が訪れ、渡り鳥たちの休息や越冬地としても利用されている。

ふなばし三番瀬海浜公園は、三番瀬の北端に位置し、人工海浜を利用した潮干狩りや屋外プールなどの事業をメインとしたレクリエーション施設として昭和57年に建設された。現在、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害を受け、一部の施設が運営されていないが、潮干狩り、テニス場、野球場等の施設の利用は可能となっている。なお、屋外プールについては閉鎖され、現在、更地となっている。

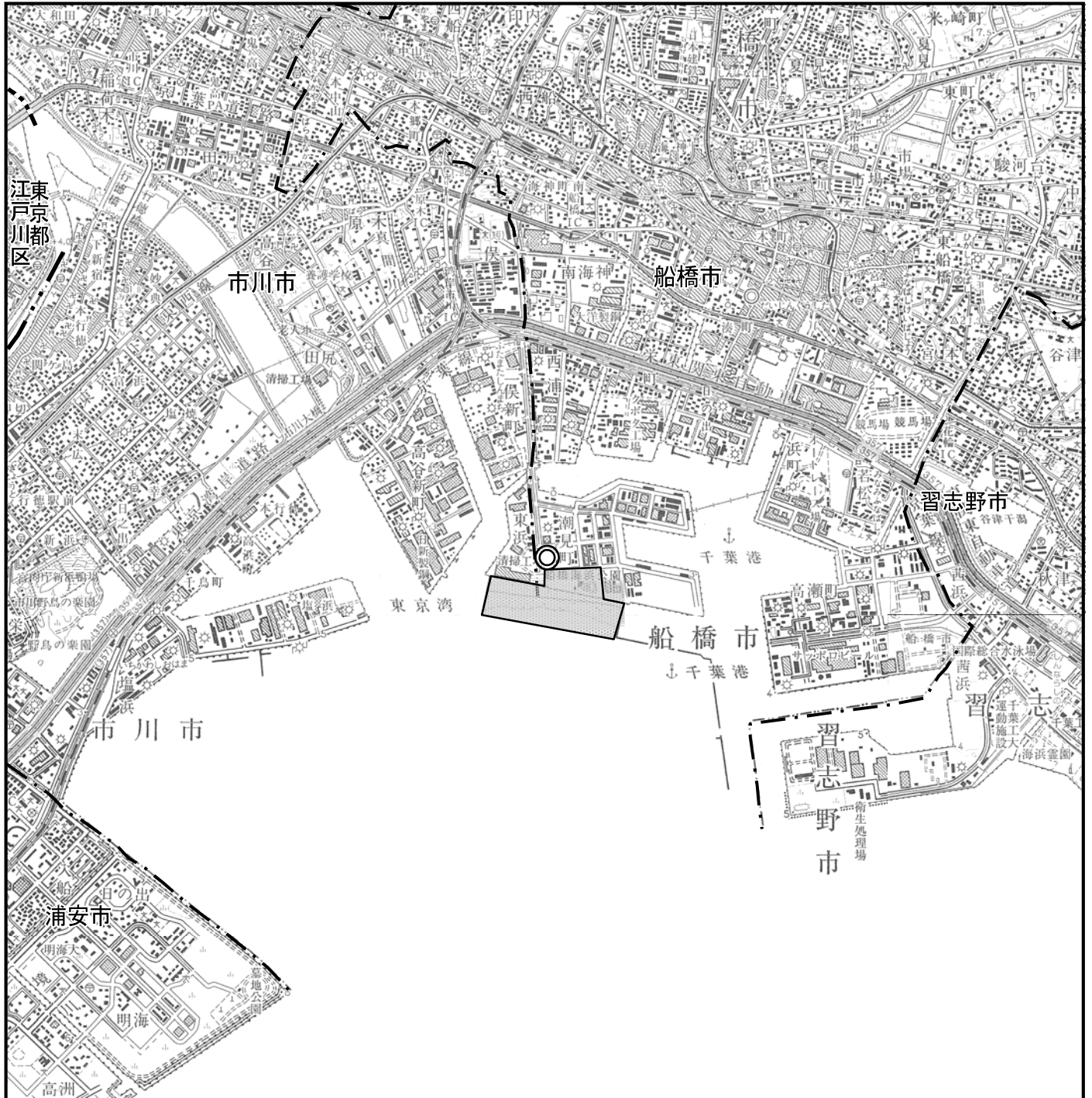
(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

① 文献その他資料調査

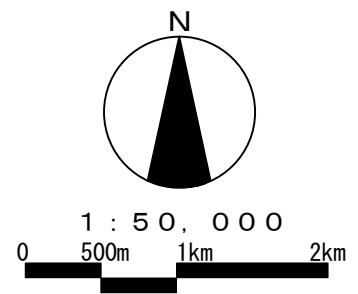
平成24年度の利用状況をみると、東日本大震災の影響で本格的な営業とはなっていないが、潮干狩りでの利用が大半を占めており、利用者数は64,852人となっている。

ふなばし三番瀬海浜公園までのアクセスは、公共交通機関としてJR船橋駅南口（京成船橋駅）及び京葉線二俣新町駅からのバスルートがあり、潮干狩りシーズンの休日には臨時バス（10～15分間隔）も運行されている。その他のアクセスとしては、自家用車によるものとなり、平成24年度の利用は年間で28,614台であった。

なお、船橋市では、現在、海浜公園内の各施設の今後の在り方について検討を行っており、世界的にも貴重な干潟・浅海域と言われている『三番瀬』の魅力を十分に活かした自然体験・環境学習の場として再整備する計画としている。



- 凡 例
- ◎ 対象事業実施区域
 - · - 市境
 - · · 都県境
 - 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

図7-2-10.1 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

② 現地調査

現地踏査により、ふなばし三番瀬海浜公園の利用内容やアクセスルートの状況等を把握した。

調査時間帯における渋滞長と、各駐車場の状況は、表 7-2-10.1 に示すとおりである。

平日においては、渋滞が生じる事はなく、第 1 駐車場は、いずれの時間帯も空車の状況であった。また、第 2 駐車場はバスのみ利用となっていた。

休日は、8:30 から 10:30 までの間に渋滞がみられた。また、第 1 駐車場のほかに、第 2、第 3、第 4 駐車場も開放されていたが、すべての駐車場が満車となることはなかった。

表 7-2-10.1 渋滞及び駐車場の状況

調査時間帯	渋滞状況	駐車場の状況				
		第 1	第 2	第 3	第 4	
平日	9 時台	渋滞なし	空車	バスのみ	—	—
	10 時台	渋滞なし	空車	バスのみ	—	—
	11 時台	渋滞なし	空車	バスのみ	—	—
	12 時台	渋滞なし	空車	バスのみ	—	—
	13 時台	渋滞なし	空車	バスのみ	—	—
土曜日	8 時台 (8:30)	550m	空車	空車	—	—
	9 時台 (9:00)	240m	満車	空車	空車	—
	9 時台 (9:30)	185m	満車	空車	空車	—
	10 時台 (10:30)	185m	満車	満車	満車	空車
	11 時台	渋滞なし	空車	満車	満車	空車
	12 時台	渋滞なし	空車	満車	空車	空車
	13 時台	渋滞なし	空車	空車	空車	空車

注) 調査は 1 時間単位を基本としていたが、土曜日は 8:30~10:00 にかけて車両が多く渋滞の発生が見られたことから、30 分ごとに調査を行った。

来園車両のルートは、市道第 09-001 号線の利用が基本となっていた。各駐車場には交通整理員が配置され、車両の集中による渋滞が生じないように、各駐車場の状況に応じた車両の誘導が行われていた。

2. 予 測

(1) 施工時

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施区域の南側に位置するふなばし三番瀬海浜公園がある。

工事の実施に伴い建設機械の稼働による粉じん、騒音、振動等の影響や工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。このうち、建設機械の稼働による粉じん、騒音、振動等については、これらの影響を予測した結果、いずれの項目も環境保全目標を満足しており、工事による影響を低減するために各種環境保全措置を実施する計画としている。

工事用車両による影響については、工事用車両ルートである市道第09-001号線が来園車両のアクセスルートと重複する。現地調査の結果から、来園者が多くなる潮干狩りの時期においても休日の一部の時間帯で渋滞が発生する可能性はあるものの、ピーク時の渋滞長は工事用車両のアクセスルートまで至らず、また、本事業では工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、公園の利用車両が多いと想定される場合には配慮するなどの対策を講じる計画である。

したがって、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性及び快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと予測する。

(2) 供用時

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施区域の南側に位置するふなばし三番瀬海浜公園がある。

施設の供用に伴い施設の存在による景観の変化や施設の稼働による大気質、騒音、振動等の影響が考えられる。このうち、景観については、既存施設よりも距離が短くなることから、新工場を見通すことのできる場所では景観の変化が生じるものの、建物のデザインに配慮することにより、できる限り影響が低減されたものとなっている。また、施設の稼働による大気質、騒音、振動等についても、影響を予測した結果、いずれの項目も環境保全目標を満足し、施設の稼働による影響を低減するための各種環境保全措置を実施する計画としている。

搬出入車両の走行による影響については、現状においても既存施設に搬入する車両が走行しているが、車両台数が多い市委託車両（塵介車）は夜間収集で昼間の走行はなく、また、許可業者車両等は月曜日、金曜日のみでの走行となるため、公園の利用が多い土曜日、日曜日の昼間に走行する台数は少ない。

したがって、施設の供用による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性及び快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと予測する。

3. 環境保全措置

(1) 施工時

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・建設機械の稼働による粉じん、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を講じる（詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照）。

- ・工事用車両については、車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、公園の利用が多くなると想定される場合には、来園車両の多い時間帯などを避けるように努める。

(2) 供用時

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・建物のデザインについては、周辺地域の景観特性と調和したものとなるよう配慮する。
- ・施設の稼働による大気質、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を実施する(詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照)。

4. 評価

(1) 施工時

事業の実施にあたっては、「3. 環境保全措置(1) 施工時」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(2) 供用時

供用時については、「3. 環境保全措置(2) 供用時」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

7-2-11 廃棄物

施工時 及び 供用時 工事の実施及び廃棄物焼却施設稼働による廃棄物

1. 予測

(1) 施工時(建設工事に伴う廃棄物)

① 建設廃棄物

新工場の建設工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.1に示すとおりである。建設工事に伴う廃棄物は、外構工事や敷地内除去物、内装材や鉄筋の端材、型枠、梱包材などの発生が想定される。

発生量のうち、金属くず(120 t)については、有価物(製鉄等原料)として売却し、それ以外の1,480 tが排出量となる。

排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が「建設工事に係る資材の再

資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という)の対象工事となることから、「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成14年5月、千葉県)(以下、「千葉県建設リサイクル法実施指針」という)に示されている基本的考え方を踏まえて、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設資材の再使用、これらの措置後に発生した建設資材廃棄物の再生利用(マテリアルリサイクル)、それが適切でない場合には、燃焼またはその可能性のある建設資材廃棄物の熱回収(サーマルリサイクル)を行う。最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分するものとする。

ア. 特定建設資材

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)については、建設リサイクル法で分別解体や再資源化が義務付けられており、特定建設資材廃棄物については、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。

コンクリート塊(コンクリートが廃棄物になったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの)については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生クラッシャーラン、再生骨材等としての利用を促進する。建設発生木材(木材が廃棄物となったもの)については、チップ化し木質ボード、堆肥等、原材料として利用するとともに、熱を得ることに利用することを促進する。アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの)については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等としての利用を促進する。

イ. 特定建設資材以外の建設資材

プラスチック製品、石膏ボードなど特定建設資材以外のものについても、廃棄物となった場合に再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施し、再資源化を実施する。再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目と、管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。

表7-2-11.1 建設工事に伴う廃棄物

単位：t

種 類	発生量	有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
コンクリート塊	400	—	400	400	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊	50	—	50	50	0		安定型最終処分場に埋立処分
ガラス及び陶磁器くず	80	—	80	0	80		
廃プラスチック類 ^{注)}	100	—	100	0	100		
金属くず	120	120	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化
木くず	200	—	200	200	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず	100	—	100	100	0		再資源化
石膏ボード ^{注)}	150	—	150	0	150		管理型処分場に埋立処分
混合廃棄物	400	—	400	0	400		埋立処分等
合計	1,600	120	1,480	750	730	—	

注) 廃プラスチック類、石膏ボードについては、埋立処分としているが、可能な限り再資源化するものとする。

② 既存工場の解体廃棄物

既存工場の解体工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.2に示すとおりであり、金属くず（7,145 t）については有価物（製鉄等原料）として売却することから、それ以外の53,885 tが排出量となる。なお、発生量については、焼却灰再資源化施設の解体時期が工事着手直後、既存工場の解体時期が新工場の安定稼働後と異なることから、各々について整理した。

排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が、新工場の建設工事と同様に建設リサイクル法の対象工事となることから、千葉県建設リサイクル法実施指針に示されている基本的考え方を踏まえて、「ア．建設廃棄物」と同様に処理、処分するものとする。

表7-2-11.2 既存工場の解体工事に伴う廃棄物

単位：t

種 類	発生量		有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
	既存工場	焼却灰再資源化施設						
コンクリート塊	47,000	3,000	—	50,000	50,000	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化 安定型最終処分場に埋立処分
アスファルト・コンクリート塊	400	100	—	500	500	0		
ガラス及び陶磁器くず	440	120	—	560	0	560		
廃プラスチック類	13	2	—	15	0	15		
金属くず	6,420	725	7,145	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化
木くず	45	5	—	50	50	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化 焼却処理後、最終処分場に埋立処分 管理型最終処分場に埋立処分 埋立処分等
紙くず	45	5	—	50	0	50		
石膏ボード	9	1	—	10	0	10		
混合廃棄物	2,350	260	—	2,610	0	2,610		
特別管理産業廃棄物	汚泥	15	0	—	15	0	特別産業廃棄物処理業者に委託処理	各廃棄物の性状に対応する中間処理後、管理型最終処分場に埋立処分
	廃アルカリ	10	0	—	10	0		
	廃酸	15	0	—	15	0		
	燃え殻	40	0	—	40	0		
	廃油	10	0	—	10	0		
合計	61,030		7,145	53,885	50,550	3,335	—	—

③ 掘削工事等に伴う埋設廃棄物

掘削する埋設廃棄物量は、埋設廃棄物層上及び層下の明確な土壌と判断できない部分も含めて約6,500m³と予測する。

埋設廃棄物の掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。埋設廃棄物は、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等に詰め込み、保管中、風雨にさらされないように仮置きする。また、仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うとともに、臭気が発生する場合には、中和剤やマスキング剤の散布等を行う。

掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出し、管理型処分場で処分する。処理にあたっては、管理番号を付帯した一定の搬出量ごとに必要な検査を実施し、管理番号・種類・有害物質濃度等を整理した識別表等を用いることとし、仮置き時、運搬時を通じて適切な管理を行う。

なお、現在までの調査の結果で特別管理廃棄物に該当するものは確認されていないが、

検査により特別管理廃棄物に該当する際には、廃棄物処理法に基づいて適正に処理する。

(2) 供用時（施設から発生する廃棄物）

供用時に施設から発生する廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.3に示すとおりである。

供用時に施設から発生する廃棄物は、合計で23.7 t/日であり、このうち7.8 t/日を再資源化のうえ有効利用し、15.9 t/日を最終処分場に埋立処分とする計画である。

表7-2-11.3 施設から発生する廃棄物

単位：t/日

種 類	発生量	有効利用量	排出量	処理等の方法
焼却灰	13.9	5.0	8.9	一部は他所において再資源化のうえ有効利用 一部は最終処分場で埋立処分
焼却飛灰	9.2	2.2	7.0	一部は他所において再資源化のうえ有効利用 一部は最終処分場で埋立処分
焼却鉄	0.6	0.6	0.0	製鉄等原料として有効利用
合 計	23.7	7.8	15.9	—

2. 環境保全措置

(1) 施工時

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・ 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。
- ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。
- ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行う。
- ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。
- ・ 埋設廃棄物は、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管し、風雨等により飛散することがないように仮置きする。また、仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行う。

(2) 供用時

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・焼却灰及び焼却飛灰は、他所において再資源化のうえ有効利用する。
- ・焼却鉄は、製鉄等原料として有効利用する。

3. 評 価

(1) 施工時

施工時の廃棄物については、「3. 環境保全措置 (1) 施工時」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。

(2) 供用時

供用時の廃棄物については、「3. 環境保全措置 (2) 供用時」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で施設から発生する廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。

7-2-12 残 土

施工時 工事の実施による残土

1. 予 測

工事に伴う残土の量は、表7-2-12.1に示すとおりである。

新工場建設工事で対象事業実施区域の造成及びピット等の掘削により発生する発生土は35,500m³、盛土量は11,000m³であり、残土は24,500m³と予測される。また、既存工場解体工事では、埋戻しのために14,900m³の土砂が必要となる。

なお、新工場建設工事の造成工事、基礎工事から既存工場解体工事までは3年程度の期間があり、残土の仮置き場所を対象事業実施区域内で長期に渡って確保することが困難なことから、新工場建設工事での残土は他の工事現場で再利用し、既存工場解体工事で必要となる埋戻土は、他の工事現場の残土を再利用するものとする。

表7-2-12.1 工事の実施による残土量の予測結果

種 別	新工場建設工事			既存工場 解体工事
	造成工事	基礎工事	合 計	
切土量 (掘削土量)	16,000m ³	19,500m ³	35,500m ³	7,400m ³
盛土量 (埋戻量)	11,000m ³	0m ³	11,000m ³	22,300m ³
搬出量 (残土)	5,000m ³	19,500m ³	24,500m ³	-14,900m ³

注) 残土量の予測結果には、埋設廃棄物は含まれていない。

2. 環境保全措置

本事業では、建設工事に伴う残土の影響を低減するために、本市の「建設発生土の取扱について」（平成21年11月、船橋市公共事業コスト縮減推進委員会）に基づいて、次のような措置を講じる計画である。

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する造成計画とし、残土量の抑制を図る。
- ・場外搬出にあたっては、土壌の分析を行い、汚染が確認された場合は汚染土壌として適正に処分する。
- ・残土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）へ搬出し再利用する。
- ・埋戻土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）から搬入し再利用する。
- ・50km範囲内の他の工事現場での残土の再利用ができない場合は、建設副産物情報センター運営の「建設発生土情報交換システム」を活用し再利用に努め、それでも他の工事現場で再利用できない残土は、処分地を指定して適正処分する。

3. 評価

工事の実施による残土については、「2. 環境保全措置」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で工事の実施による残土の排出量ができる限り抑制されているものと評価する。

7-2-13 温室効果ガス等

供用時 廃棄物焼却施設稼働による温室効果ガス等

1. 予測

温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表7-2-13.1、2に示すとおりである。

温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、59,570t-CO₂/年であり、発電による削減量が、19,959t-CO₂/年となることから、廃棄物焼却施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、39,611t-CO₂/年と予測する。

表7-2-13.1 温室効果ガスの排出量予測結果

項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
ごみ焼却	N ₂ O	5.17	310	1,603
	CH ₄	0.09	21	2
プラスチック焼却	CO ₂	52,248	1	52,248
灯油使用	CO ₂	169	1	169
電力使用	CO ₂	5,548	1	5,548
合計	—	—	—	59,570

注) 単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表7-2-13.2 温室効果ガスの削減量予測結果

項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
発電	CO ₂	19,959	1	19,959

2. 環境保全措置

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制する。
- ・余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献する。

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・廃熱は、発電のほか場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制する。
- ・廃棄物焼却施設の設備機器は省エネルギー型のを積極的に採用する。
- ・管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用する。

3. 評価

新工場の供用に際しては、「2. 環境保全措置」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る温室効果ガスの排出量ができる限り抑制されているものと評価する。

第8章 環境の保全のための措置

省略

第9章 監視計画

9-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」（平成10年6月19日条例第26号）第39条（事後調査等の実施）に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。

9-2 事後調査の項目及び方法

9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表9-2.1(1)、(2)に示すとおりである。

表 9-2.1(1) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を 勘案して南側敷地境 界付近の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヵ月
水質	工事の実施	工事中の海域への放流排水に係る計画目標値設定項目	排水処理設備放流口	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第三条の規定に基づき定める水質検査の方法による現地調査	1回/3ヵ月(掘削工事期間及び工事完了後2年間)
		濁度及び水素イオン濃度	排水処理設備放流口	濁度計及びpH計による現地での調査 ^{注)}	施工期間において影響が大きくなると想定される時期の強降雨時
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル(L _{A5})	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル(L _{Aeq})	現況調査を行った2地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル(L ₁₀)	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル(L ₁₀)	現況調査を行った2地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

表 9-2.1(2) 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
土 壤 (地下水質)	工事の実施	環境基準項目 (健康項目)	現況調査を行った 観測井 4 地点の第 一帯水層及び第二 帯水層	「地下水の水質汚濁に係る環 境基準について(平成9年環境 庁告示第10号)」に定める方法	1 回/6 ヶ月 (工事期 間全体及び工事完了 後 2 年間)
		鉛、砒素、 ダイオキシン類		「地下水の水質汚濁に係る環 境基準について(平成9年環境 庁告示第10号)」及び「ダイオ キシン類による大気汚染、 水質の汚濁(水底の底質の汚 染を含む。)及び土壌の汚染に 係る環境基準について(平成 11年環境庁告示第68号)」に定 める方法	1 回/3 ヶ月 (掘削工 事期間及び工事完了 後 2 年間)
		水素イオン濃度 (pH)		日本工業規格「工場排水試験 方法 (JIS K 0102)」及び「工 業用水試験方法 (JIS K 0101)」 に準拠した方法	1 回/月 (工事期間全 体及び工事完了後 2 年間)
		電気伝導度 (EC)		日本工業規格「電気伝導率測 定方法 (JIS K 0130)」に準拠 した方法	
		塩化物イオン (Cl ⁻)		日本工業規格「工場排水試験 方法 (JIS K 0102)」及び「工 業用水試験方法 (JIS K 0101)」 に準拠した方法	
		浮遊物質 (SS)		「水質汚濁に係る環境基準に ついて」(昭和46年環境庁告示 第59号)に準拠した方法	

9-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表9-2.2に示すとおりである。

表 9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	現況把握を行った一 般環境大気測定局 (船橋印内、船橋若松、 船橋南本町、市川二 俣、市川行徳駅前、習 志野谷津)	一般環境大気測定局 のデータ収集による 文献その他資料調査	事業活動が定常となった 時期から 1 年間
騒 音 ^{注)}	施設の稼働	騒音レベル (最大稼働時の 定常騒音)	対象事業実施区域を 取り囲む敷地境界付 近の 4 地点	日本工業規格「環境騒 音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準 拠した現地調査	事業活動が定常となった 時期の 1 日間 (24時間)
振 動 ^{注)}	施設の稼働	振動レベル (最大稼働時の 定常振動)	対象事業実施区域を 取り囲む敷地境界付 近の 4 地点	日本工業規格「振動レ ベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現 地調査	事業活動が定常となった 時期の 1 日間 (24時間)
悪 臭	施設の稼働	特定悪臭物質 (22 物質)	風下側敷地境界 1 地 点	「特定悪臭物質の測 定の方法」(昭和47年 環境庁告示第 9 号) に 準拠した現地調査	事業活動が定常となった 時期の夏季に 1 回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査 地点と同一地点	三点比較式臭袋法に よる現地調査	事業活動が定常となった 時期の夏季に 1 回

注) 騒音及び振動については、暗騒音が大きく計画目標値との対比が難しい場合には、測定結果の解析等に基づき評価を行う。

9-3 モニタリング調査の項目及び方法

9-3-1 施工時

施工時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表9-3.1に示すとおりである。

表 9-3.1 施工時におけるモニタリングの項目及び方法等

モニタリングの項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
水質	工事の実施	濁度及び水素イオン濃度	排水処理設備放流口	濁度計及びpH計による現地でのモニタリング ^{注)}	施工期間において影響が大きくなると想定される降雨時

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質濃度との相関を実験により把握のうえモニタリングする。

9-3-2 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表9-3.2に示すとおりである。

表 9-3.2 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素 水銀	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に継続監視
		排出ガス量 排出ガス温度	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に継続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	「大気汚染防止法」に基づく測定	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

9-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、船橋市のホームページにおいて公表する。

9-6 事後調査の実施主体等

本事業の事業方式は、DBO方式とする予定であることから、設計・建設、運営を一括して民間に発注することとなり、事後調査については事業者である船橋市の指導のもと、受注した民間業者が実施するものとする。また、施設の運営に関連する供用後の煙突排出ガスのモニタリングなどについては、受注した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。

第10章 環境影響の総合的な評価

南部清掃工場は、施設の稼働を平成元年に開始し、施設の老朽化が進み、修繕費がかさむなど、効率的な処理が困難になってきており、工場の建替えを早急に実施することが必要となっている。本事業は、廃棄物焼却施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な廃棄物処理機能を確保した新たな焼却施設の整備を目的として、南部清掃工場の建替事業を行うものである。新たな南部清掃工場は、地域環境との調和や循環型社会への貢献などに配慮のうえ、平成32年度の供用開始を目指して事業を進めている。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、植物、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、残土及び温室効果ガス等の13項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査、予測及び評価を行った。

また、「第9章 監視計画」に記載のとおり的事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進める所存である。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

第11章 委託の状況等

本事業に係る環境影響評価は、以下に記載の者に委託して行った。

11-1 受託者の名称及び代表者の氏名

受託者の名称：八千代エンジニアリング株式会社 総合事業本部

代表者の氏名：専務取締役 出水 重光

11-2 受託者の主たる事務所の所在地

東京都新宿区西落合 2 丁目18番12号

第12章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書を平成26年9月9日に知事へ送付したところ、平成26年9月26日から平成26年10月27日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から平成26年11月11日の意見提出期間内において、意見書の提出はなかった。

第13章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成27年3月9日付環第1321号で通知された準備書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（通知）

当該事業は、既存の清掃工場の敷地内に新たに一般廃棄物焼却施設を設置し、当該施設の安定稼働後に老朽化の進んだ既存施設を解体・撤去する計画です。

事業実施区域及びその周辺地域は、工業専用地域の埋立地ですが、潮干狩りや野鳥観察、海辺の生き物の観察などを目的として、多くの人々が訪れる「ふなばし三番瀬海浜公園」に隣接しています。

また、当該事業は、1日当たりの処理能力を375トンから339トンに縮小する計画ですが、事業実施区域は、昭和48年から50年にかけて最終処分場として利用され、現在も廃棄物が埋設された土地です。

これらの状況から、当該事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分踏まえ、事業による環境への影響を出来る限り回避・低減する必要があります。

つきましては、平成26年9月9日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、下記の事項に関する所要の措置を講じられたい。

知事意見（前文）に対する事業者の見解

本事業は、廃棄物焼却施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な処理機能を確認した新たな焼却施設の整備を目的として、既存工場の隣接地に新工場を設置する事業です。

事業実施区域及びその周辺地域は、多くの人々が訪れる「ふなばし三番瀬海浜公園」に隣接しております。また、事業実施区域は、昭和48年から51年にかけて最終処分場として利用され、現在も廃棄物が埋設された土地です。これらの状況から、事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分に踏まえ、当該事業による環境への影響について出来る限り回避・低減を図るため、以下の回答に示すと通りの措置を講じます。

1 事業計画にかかわる事項

計画ごみ質について、設定根拠の具体的な内容が示されていないことから、その詳細を明らかにするとともに、どの環境影響評価項目について、どのごみ質を適用したのかを明確にすること。また、実施設計までに、必要に応じて計画ごみ質の設定を見直すとともに、大気質、温室効果ガス等の予測の妥当性を検証し、新たな環境保全措置を講ずること。

事業者の見解

計画ごみ質については、学識経験者等により構成される「船橋市南部清掃工場焼却処理方式選定委員会」で妥当性を判断のうえ、「船橋市南部清掃工場施設整備基本計画」（平成24年3月、船橋市、以下、「基本計画」という。）において設定された値を用いています。

計画ごみ質は、平成19年度から平成21年度までの南部清掃工場ごみピットから採取したごみの組成調査結果から、統計的優位差検定の結果を勘案のうえ平成20年度及び平成21年度の調査結果により「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（社団法人 全国都市清掃会議）の考え方に基づいて設定しています。また、「基本計画」で設定された計画ごみ質の妥当性について、平成22年度から平成25年度までのデータにより確認しています。計画ごみ質の設定根拠の具体的な内容は、評価書に示しました。計画ごみ質により予測結果が変化する環境影響評価項目は、廃棄物焼却施設稼働による大気質及び温室効果ガス等であり、当該項目の予測においては、排出ガス量が多く影響が大きくなることが想定される高質ごみの値の適用を基本としました。また、大気質については、高質ごみに比べて排出ガス量が少なくなる低質ごみでは、有効煙突高が高質ごみよりも低くなることから、短期高濃度予測の追加予測を行い評価書に示しました。予測結果は、すべての項目で環境基準や指針値等を満足しており、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮した場合でも評価の結果は変わらないものとなります。

また、南部清掃工場において今後も継続してごみ質の調査を行うことから、これらのデータにより実施設計までに計画ごみ質の設定について確認し、予測の妥当性及び環境保全措置の内容を検証します。

鉛直遮水壁及び杭工事について、具体的な内容を明らかにし、埋設廃棄物の影響が事業実施区域外に及ぶことのない計画とすること。なお、地下水のモニタリングについては、埋設廃棄物による影響の有無を適切に把握できる観測井で行うこと。

事業者の見解

鉛直遮水壁及び杭工事については、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（平成17年6月、環境省）、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年8月、環境省）等に基づき、適切な対策を講じる計画です。

鉛直遮水壁は、約15mから20mの深度に位置する難透水層（第一粘性土層）まで設置します。また、杭工事は、不透水層までケーシングを設置のうえ内部の地下水と外部の地下水を遮断し、ケーシングを設置した場所の土壌の掘削除去、地下水の揚水による回収、入れ替え又は浄化を行い、不透水剤を充填します。そのうえで、ケーシングの引き抜きを行い、不透水剤を充填した場所の下位帯水層までの杭工事を行います。これらの内容について、説明のための図も添えて評価書に追記しました。

なお、地下水のモニタリングについては、埋設廃棄物による影響の有無を適切に把握できる観測井として、対象事業実施区域を取り囲む4地点（鉛直遮水壁の外側）で、それぞれ第一帯水層（第一砂質土層）及び第二帯水層（第二砂質土層）において実施し、本事業で実施する対策により影響がないことを確認します。

施工時に掘削を行う土壌及び埋設廃棄物について、区分方法、再利用又は搬出する際の安全性の確認方法及び性状に応じた処分方法を明確にすること。

事業者の見解

掘削した土壌及び埋設廃棄物の処分については、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年5月、環境省）、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（平成17年6月、環境省）等に基づき、適切に実施します。

施工時に掘削を行う土壌及び埋設廃棄物の区分は、廃棄物の混入がみられないものは土壌、それ以外は廃棄物として取り扱うものとし、目視により確認を行います。また、処理にあたっては、管

理番号を付帯した一定の搬出量ごとに必要な検査を実施し、管理番号・種類・有害物質濃度等を整理した識別表等を用いることにより、仮置き時、運搬時を通じて適切な管理を行います。

最終的な処分方法は、汚染土壌については特定有害物質の種類及び濃度に対応する土壌汚染対策法に基づく浄化施設で適切に処分するものとし、埋設廃棄物については管理型処分場で埋立処分するものとします。これらの内容について、評価書に追記しました。

なお、汚染されていない土壌については、残土として再利用又は処分地を指定して適切に処分します。

2 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果にかかわる事項

(1) 全般にかかわる事項

水質、土壌、廃棄物及び残土について、土地の形質変更に関する具体的な施工計画に基づき環境保全措置を検討し、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

水質、土壌、廃棄物及び残土については、評価書において追記した土地の形質変更に関する施工計画に基づき環境保全措置を検討し、予測評価を行っています。

(2) 大気質にかかわる事項

ア 大気安定度の判定に用いる地上風速について、地上10メートルの数値に補正して予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

大気安定度の判定においては、現地調査高さ（地上39m）の風速を用いていますが、地上10メートル相当に補正した風速を用いて大気安定度の出現頻度を算出し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、水銀及びダイオキシン類について最大着地濃度を予測しました。

その結果、最大着地濃度は大きな値となる傾向、出現距離は対象事業実施区域に近づく傾向が見られたものの、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値から日平均値の98%値（または2%除外値）に変換した結果では、準備書に記載した値と変わらないものとなりました。また、予測結果は、すべての項目で環境基準や指針値等を満足しており、評価の結果は変わらないものとなります。

以上の検討結果については、評価書に示しています。

イ 廃棄物焼却等施設稼働に係る大気質予測について、煙源条件として、有効煙突高及び排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元を用いたとしているが、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮し、有効煙突高が低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。

事業者の見解

廃棄物焼却施設稼働に係る大気質予測について、有効煙突高が低くなる場合として、低質ごみの場合の排出ガス諸元により短期高濃度予測を行いました。

その結果、低質ごみの排出ガス諸元を用いた場合の最大付加濃度は、高質ごみの排出ガス諸元を用いた場合の最大付加濃度と比べて同等又はそれ以下の値となっており、有効煙突高が低くなる場合でも環境基準等を下回るものと予測され、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮した場合でも評価の結果は変わらないものとなります。

有効煙突高が低くなる場合の予測結果については、評価書に示しています。

(3) 景観にかかわる事項

ア 調査・予測地点について、主要な眺望点が4地点設定されているが、煙突がより視認されやすい視点場や、事業実施区域の周囲の歩道など近景の視点場を追加すること。

事業者の見解

煙突がより視認されやすい視点場や、事業実施区域の周囲の歩道など近景の視点場について、現地の状況を再踏査し、景観上影響が考えられる視点場として以下の地点を追加選定し、評価書に追記しました。

[煙突がより視認されやすい視点場]

- ・習志野市の茜浜緑道突端部
- ・市川市塩浜1丁目に新たに整備された展望施設
- ・浦安市の墓地公園付近の護岸部角付近

[事業実施区域の周囲の歩道など近景の視点場]

- ・主要道路である市道第09-001号線の対象事業実施区域の北西側の歩道上
- ・対象事業実施区域の南東側の船橋海浜公園バス停付近

イ 周辺地域の景観特性との調和を図るため、海辺の景観に十分配慮した施設の色彩等を再度検討して見直しを行うとともに、敷地内緑化及び柵の状況についても予測及び評価を行い、影響の回避又は低減を図ること。併せて、新工場は既存工場よりも南側に位置するため、三番瀬側から眺望する場合に影響が大きくなることに十分留意すること。

事業者の見解

海辺本来の自然色を引き立てるため、彩度の低い黄赤系の色彩を用いて落ち着いたものとし、周辺地域の景観特性との調和を図るものとししました。敷地内緑化及び柵の状況については、事業実施区域の周辺の歩道など近景の視点場として追加した地点のフォトモンタージュによる予測結果により評価を行い、柵を周辺地域との調和の図られる色彩とするなど影響の回避及び低減を図りました。

また、新工場は既存工場よりも南側に位置するため、三番瀬側から眺望する場合に影響が大きくなることに留意し、建物からの圧迫感を軽減するために敷地境界付近で緑化するなど影響の低減について配慮します。これらの内容について、評価書に追記しました。

(4) 廃棄物にかかわる事項

ア 埋設廃棄物の掘削、保管及び処分等に係る予測及び評価の結果を明らかにするとともに、特別管理廃棄物の有無を明確にすること。

事業者の見解

埋設廃棄物の掘削、保管及び処分等に係る予測及び評価を実施し、評価書に追記しました。

特別管理廃棄物の有無については、現在までの調査の結果で特別管理廃棄物に該当するものは確認されていません。なお、埋設廃棄物の搬出処理については必要な検査を実施し、特別管理廃棄物に該当する際には、廃棄物処理法に基づいて適正に処理します。

イ 建設工事及び解体工事に伴う廃棄物について、可能な限り再資源化を行うとともに、熱回収を行う焼却処理などの中間処理施設の活用により、最終処分量を極力削減すること。

事業者の見解

建設工事及び解体工事に伴う廃棄物については、可能な限り分別解体等を実施のうえ再資源化を図るとともに、熱回収を行う焼却処理などの中間処理施設の活用により、最終処分量を極力削減するように努めます。

(5) 残土にかかわる事項

掘削土及び埋戻土の量について、埋設廃棄物を含まない値とし、残土の予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

掘削土及び埋戻土の量について、埋設廃棄物を含まない値として残土の予測評価を行いました。なお、掘削する埋設廃棄物量は、現時点で想定している埋設廃棄物層の層厚（約2.3m）に埋設廃棄物層の上下の明確に土壌として判断できない部分の土壌も廃棄物として含め、これらの廃棄物として扱う層厚に対して、埋設廃棄物の掘削面積（約1,500m²）を掛け合わせることで約6,500m³と算出しており、評価書に追記しました。

3 監視計画にかかわる事項

施工時における水質の事後調査の項目について、濁度及び水素イオン濃度のみでなく、「工事中の海域への放流排水に係る計画目標値」に掲げられた項目並びに事業実施区域において土壌環境基準及び地下水環境基準の超過が確認されているダイオキシン類を追加すること。

事業者の見解

施工時における水質の事後調査の項目については、「工事中の海域への放流排水に係る計画目標値」に掲げられた項目並びに事業実施区域において土壌環境基準及び地下水環境基準の超過が確認されているダイオキシン類を追加するものとし、監視計画を修正しました。

なお、計画目標値にダイオキシン類が含まれていなかったことから、計画目標値にもダイオキシン類を追加しました。

施工時における土壌（地下水質）の事後調査について、電気伝導度又は塩化物イオンの測定値に変動が見られた場合は、その原因究明を行うとともに、埋設廃棄物による影響と判断された場合は、必要な措置を講ずること。また、供用時における事後調査の項目にも土壌（地下水質）を追加し、同様の措置を講ずること。

事業者の見解

施工時における土壌（地下水質）の事後調査において、電気伝導度又は塩化物イオンの測定値に変動が見られた場合は、その原因究明を行うとともに、埋設廃棄物による影響と判断された場合は、必要な措置を講じます。

また、工事完了後において、土壌（地下水質）の事後調査を行うものとし、監視計画を修正しました。

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

省略